

## 『屋外広告物条例による規制区域』として

## 『世界遺産熊野参詣道（中辺路）周辺地域』を指定します

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、県では「和歌山県屋外広告物条例」により、屋外広告物に対する必要な規制を設けています。

和歌山県では、良好な景観を保全、継承するため、「和歌山県景観条例」を制定し、平成20年4月より施行しています。また、世界遺産熊野参詣道（中辺路）周辺地域（図1）については、景観上、特に重要である地域「特定景観形成地域」として、現在その指定に向けた検討を進めております。

当該地域の良好な景観形成を図るため、景観条例と並行し、屋外広告物条例による規制区域に指定するものです。



図1 特定景観形成地域 区域図

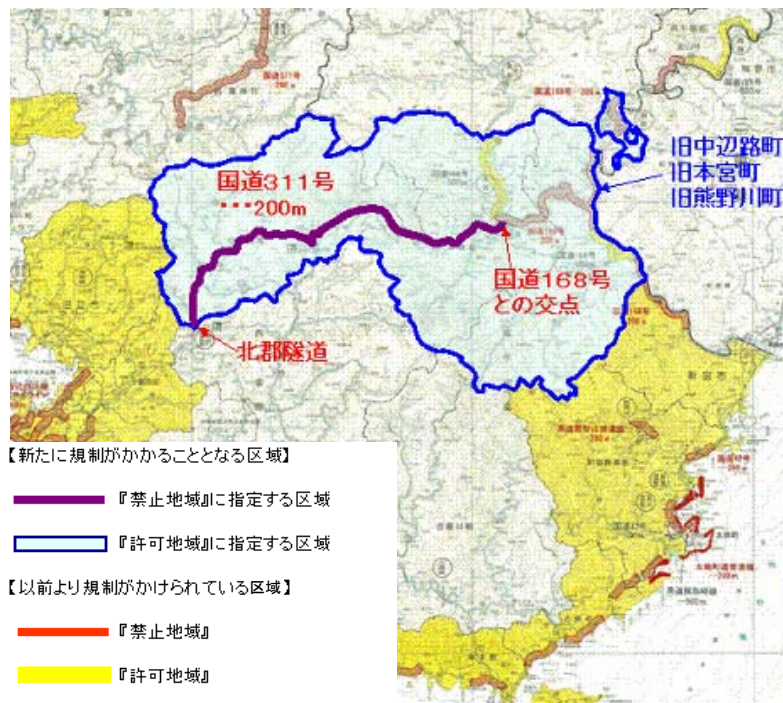


図2 屋外広告物条例による規制図

### 【対象区域】

- ・ 田辺市の区域のうち、旧中辺路町と旧本宮町の区域
- ・ 新宮市の区域のうち、旧熊野川町の区域

### 【規制内容】

- ・ 上記対象区域のうち、国道311号沿道両端から200mの区域については、「禁止地域」とします。
- ・ その他の上記対象区域については、「許可地域」とします。

### 【施行日】

- ・ 禁止地域・・・平成20年10月1日から
- ・ 許可地域・・・平成21年1月1日から

## 屋外広告物の規制 Q & A

### Q 1 屋外広告物とはどのようなものか？

A 1 常時又は一定の期間継続して屋外に表示され、文字や絵画等を用いて一定のイメージを公衆に対し表示するものを指します。  
営利目的、非営利目的は関係ありません。

### Q 2 「禁止地域」ではどのような規制がかかるのか？

A 2 原則として屋外広告物の表示が禁止となります。  
ただし、ある一定の条件を満たす広告物については、例外的に許可を受けて表示することができます。（許可不要の場合もあります）  
詳しくは問い合わせ下さい。

### Q 3 「許可地域」ではどのような規制がかかるのか？

A 3 屋外広告物を表示するには許可が必要となります。  
許可を受けるには、県が定めた許可基準（広告物の大きさなど）を守る必要があります。（許可不要の場合もあります）  
詳しくは問い合わせ下さい。

### Q 4 施行日からすぐに新しい規制が適用されるのか？

A 4 施行日後に新規に表示する広告物については、施行日から適用となりますが、今ある既存の広告物については、3年間の経過措置期間を設けています。  
この期間の間に、広告主は新しい規制内容に合うように広告物の是正を行わなければなりません。

### Q 5 屋外広告物条例に違反した場合はどうなるのか？

A 6 広告主に対し、撤去勧告等の必要な措置を命ずることになります。  
是正されない場合は、罰則規定の適用（広告物の強制撤去など）の対象となる場合があります。

### Q 6 屋外広告物表示の許可申請はどこにすればいいのか？

A 6 許可申請窓口は市町村役場となります。許可を受けるには手数料が必要となりますのでご注意ください。

### Q 7 詳しい規制内容を知りたいのだが？

A 7 屋外広告物を表示する場所を管轄する市町村役場（田辺市都市計画課：0739-26-9937 新宮市管理課：0735-23-3333）か、または県庁都市政策課（073-441-3228）まで問い合わせして下さい。  
また、都市政策課のホームページにおいて、条例等を掲載していますのでご覧ください。  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/okugaikoukokubutsujyourei/jyourei.html>



和歌山県  
県土整備部 都市住宅局 都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL:073-441-3228 FAX:073-441-3232  
E-mail: e0809001@pref.wakayama.lg.jp